

オスマン朝期シリアの イスラーム法廷証書：史料学的考察

五十嵐 大介

はじめに

オスマン朝期のイスラーム法廷台帳 (sijillāt al-maḥākīm al-shar-‘iya) は、法廷で扱われた訴訟・売買・賃貸借・婚姻・ワクフといった様々な案件を記録したものであり、当時の社会・経済・文化に関する情報を豊富に含んだ貴重な史料として、オスマン帝国の中心地であったアナトリア地域はもとより、その支配下にあったアラブ世界に関する研究においても盛んに用いられてきた。しかしその一方で、こうした法廷台帳がどのようなルールで作成されたものであり、それがいかなる性格をもつ史料であるのかといった史料学的な研究、さらにこうした文書を作成した法廷の制度そのものに関する研究は、これまでおざなりにされてきたといえよう。このような根本的な知識が不十分なまま、それが史料として用いられてきたという現状に対し、近年、イスラーム法廷台帳の性格と史料としての問題点が様々な研究によって指摘されはじめ⁽¹⁾、今やオスマン朝期のイスラーム法廷文書を用いた研究は、それを史料としていかに用いるべきかという方法論が厳しく問われる段階に入っている。

さて、オスマン朝期のイスラーム法廷において作成された文書には、台帳の他に、法廷から交付され、当事者に渡されていた証書がある。イスラーム法廷の制度・役割について考える場合、こうした証書がもつ役割も考慮に入れることが必要であろうが、法廷文書を用いた研究ではこれまで台帳を用いることが一般的であり、証書が史料として本格的に利用されることはほとんどなかった。その理由としてはまず、それを史料として用いる場合に必要な、どのような

証書がどこにどれだけ保管されているのかといった利用のための基礎的な情報が不足していることがあげられる。さらに、法廷証書を専論として扱った研究はほとんどなく⁽²⁾、その形態様式や台帳との関係、さらにそれが実際にどのような状況で誰に対して交付されていたのかなど、証書の性質・役割についてほとんど明らかにされていないことから、これを用いることでどのような情報を新たに得ることができるのか不明であったことが大きな要因であろう。しかし、法廷文書の史料学的検討やイスラーム法廷の仕組みについて関心が高まっている現在、これまで等閑視されてきた証書を史料として用いることで、オスマン朝期のイスラーム法廷文書研究において、従来とは異なる何らかの新しい視点を加えることができるのではないだろうか。

本稿では、ダマスクス歴史文書館 (Markaz al-wathā'iq al-ta'rikhiya bi-Dimashq) に所蔵されている「イスラーム法廷証書 (al-ḥujaj al-shar'īya al-mutafarriqa)」を用いて、証書がどのような様式をもち、どのような情報を含んでいるのか、その概要を示すとともに、証書のもつ性格・機能について考察する。また文書様式の分析を通じて、証書交付にいたるまでの法廷におけるプロセスについても検討する。以上のような考察にあたっては、案件の内容それ自体を分析対象とするのではなく、文書群全体の体系や証書の余白にある書入れの分析、台帳との照合といった手法によって証書を古文書学的に分析するという方法をとる。それは今後、法廷証書の史料としての本格的な利用・研究を可能とするために不可欠な予備的考察と位置付けられる。

I. 史料

まず最初に、ダマスクス歴史文書館に所蔵される「イスラーム法廷証書」と、その内本稿で史料として用いた約700点について解説する。同館の目録によると、この「イスラーム法廷証書」は2,200点以上あり、それらは表1のように分類されている。これらの文書群の受入記録は全く残されておらず、いつ、どのようなルートで文

書館に収められたのか確たることはわからないが、同館の Da'd al-Hakim 館長に尋ねたところによると、法務省・ワクフ省より段階的に移管されてきたという。それらは受け入れた文書群ごとにアラビア文字で分類記号が振られ、その中で文書一点ずつに年代順に番号を振って整理されている⁽³⁾。

本稿の分析はこれらの内、筆者が同文書館で実際に手にとり、整理・分析を行った 1 分類（以下 A と表記）と 2 分類（以下 B と表記）の二分類、計 714 点を基礎としている⁽⁴⁾。表 2、3 では、この二分類に含まれる文書の年代・案件の分類を行い、その傾向を示した。この表から、A・B いずれの分類においても、19 世紀および 20 世紀のものが大多数を占めていることがわかる。またいずれにおいても貸貸借関係が最も多く、かつそのほとんどがワクフ関係の貸貸借である。このことは特に A 分類において顕著であり、A 分類全体の 76.8 パーセントがワクフの貸貸借契約の証書によって占められている。前述したように同館の証書の多くがワクフ省から移管されてきたことを考えると、ワクフ関連のものが多くは当然の結果であるといえよう。

これらの文書が、直接の移管元であるワクフ省・法務省に保管される以前、どこに保管され、どのような経緯で現在まで伝わってきたのかという伝来ルートは、文書の性格と密接に結びつく重要な問題であるが、記録がなく確かなことはわからない。このため以下では、この二つの文書群の内部体系を考察することによって、これらがどのような経路で伝達したものか推定することとしよう。

まず A 分類から見ていく。表 2 で明らかなように、A 分類に含まれる文書の多くがワクフ物件の貸貸借証書であるが、特筆すべきことは、それらの内のほとんどが、サファルジャラーニー al-Safarjā lānī 家（以下 S 家）がナーズィル（管財人）職を担っているワクフに関連したものであるということである。S 家とは、ダマスカスを拠点とした豪商の一族で、多くの宗教施設をダマスカスに建設し、後にはこの一族から代々ダマスカスのシャーズィリー教団のシャイフを出すようになった⁽⁵⁾。当分類には、この S 家がナーズィルを務

表1：ダスマクス歴史文書館所蔵
「イスラーム法廷証書」分類

分類記号	点数	年代（ヒジュラ暦）	年代（西暦）
أ	410	1114～1347	1702/3～1928/9
ب	290	1044～1348	1634/5～1929/30
ج*	84	1204～1389	1789/90～1969/70
	11	1197～1331	1782/3～1912/3
	76	994～1329	1585/6～1910/1
د	470	1003～1397	1594/5～1976/7
هـ	146	1069～1343	1658/9～1924/5
و	381	1009～1354	1600/1～1635/6
ز	158	1241～1372	1825/6～1952/3
ح	198	1313～1369	1895/6～1949/50
ع	20	1104～1289	1692/3～1872/3

*：この ع (hamza) 分類は三つのグループに分けられ、それぞれ *Āl Mu'ayyad al-'Aẓm*、*Āl Bāshā al-'Aẓm*、*Āl Ḥamza al-Ḥusayni* というタイトルが付けられており、各々が特定の家系に関する文書群であることを示している。

表2：A/B分類における証書の年代分布

年代	A分類		B分類	
	点数	割合(%)	点数	割合(%)
15世紀	0	0	1*	0.3
17世紀	0	0	17	5.7
18世紀	44	10.5	87	29.4
19世紀	254	60.8	126	42.6
20世紀	109	26.1	60	20.3
不明	11	2.6	5	1.7
合計	418	100	296	100

*：Ḥujja, B277. ただしこれはオリジナルの文書ではなく、今世紀になって複製された写しである。

表3：A/B分類における証書の案件分類

案件種類	A分類		B分類	
	点数	割合(%)	点数	割合(%)
賃貸借	321	76.8	76	25.7
売買	18	4.3	63	21.3
訴訟	18	4.3	52	17.6
遺産会計	0	0	31	10.5
手当	4	1	8	2.7
ワクフ	3	0.7	4	1.4
ワクフの交換	1	0.2	4	1.4
ワクフの会計	8	1.9	0	0
証明 (ishhād)	3	0.7	4	1.4
保証 (taṣḍīq)	1	0.2	3	1
承認 (iqrār)	2	0.5	3	1
官吏任命	2	0.5	18	6.1
後見 (waṣīya/walāya)	2	0.5	3	1
その他	35	8.4	27	9.1
合計	418	100	296	100

めるワクフが計26種見られる。それらのナーズイル職はこの一族の間で分掌・継承されており（論文末の図を参照）⁽⁶⁾、証書において同家の多数の人物が同時に複数のワクフのナーズイルとして名前が上がっている。しかし、当分類に含まれる証書に当事者として名前の上になっている人物について年代を追って丹念に見ていくと、このS家ワクフ関連証書は、様々な出所から後になって集められたものではなく、ダマスクスの主法廷 (Maḥkama al-Bāb) の書記官をつとめたアニス Anis (1219~1282/1804~1865)⁽⁷⁾ の系統のナーズイルが受け取った証書がこの家系のもとに保管されていき、最終的に同家の末裔であるイード ‘Id (1254~1350/1838~1932)⁽⁸⁾ の手に残ったものであると考えられる⁽⁹⁾。

A分類にはS家関連証書の他に、アレppoの Amiri 家文書6点のように、点数の少ないワクフ関連の文書群が他にも含まれているが、これらが同じ分類にまとめられている理由については後で検討することとする。

一方B分類においては、A分類のS家文書のように大多数を占める文書群はなく、ダマスクス総督アスアド・アル＝アズム As'ad Pasha al-'Azm 関連文書31点、al-Yanbaki 家関連文書22点、ファルキーヤ学院 al-Madrasa al-Falkiya 関連文書10点など、さほど点数は多くない特定の人物・家系・ワクフに関する文書群が混在している⁽¹⁰⁾。また、B分類にはそれ以外に、ある特定の時期に特定の法廷から交付された特定の種類の文書がまとまって残っている⁽¹¹⁾。これらは、何らかの理由で当事者に渡されず、法廷にそのまま残っていた文書群と推測され、B分類に含まれる文書群の傾向はA分類のそれとは異なっていることがわかる。

このような文書群の構造から、これら二分類の文書の伝来ルートについて、以下のように考えることができよう。すなわち、特定の家系で代々保持されてきた、その家系で管理・維持されてきたワクフに関する証書⁽¹²⁾、法廷やマドラサなどに残されていた文書など、ばらばらの出所をもつ文書群が、おそらくワクフ省によるワクフ管理の強化などの理由により、ある段階でワクフ省/法務省に集められた⁽¹³⁾。その後これらの省庁に保管されていた複数の文書群が、いくつかまとめて「イスラーム法廷証書」として当文書館に移管された。こうした個別の内的秩序を擁する文書群が一つの分類に混在しているのは、この移管の際に各々の文書群の体系を無視して一緒にされ、単一の分類にまとめられてしまったためと思われる⁽¹⁴⁾。

以上、当文書館の「イスラーム法廷証書」A分類・B分類にどのようなものが含まれるか、その傾向を明らかにするとともに、それがどのようにして残されてきたのかという伝来ルートを推定した。ただしこうした傾向は、各分類ごとに来歴が異なるため、当文書館に保管される「イスラーム法廷証書」全てに共通するものではなく、各々の分類ごとに異同があろうことは当然予想される。

II. 証書の様式と機能

1. 証書の一般的特徴

イスラーム法廷より交付される文書は、裁判官が何らかの決定を

行ったものとそれ以外のものと大きく二つに分けられ、オスマン朝の用語では前者は *i'lām*、後者は *ḥujja* と呼ばれる。しかし当文書館ではこのような区別はされていない。こうした証書がどのような様式・形態をもっているかということは、案件内容によって特別な様式を備えているもの（遺産会計文書など）も存在するが、売買・賃貸借・訴訟といった点数の多いものは概ね以下のような同様の様式を備えている。

まず、縦長の料紙の上部に、当該案件を担当した裁判官の署名がなされる。裁判官の署名には名前の他、法学派とどの法廷の裁判官かということが併記されている⁽¹⁵⁾。賃貸借などで、オスマン朝の公用学派であったハナフィー派以外の法学派の人物が担当した場合は、その署名の横（通常右側）に、ハナフィー派裁判官による署名と押印もなされた⁽¹⁶⁾。本文はその下から始まり、料紙の下部には複数の当座証人の署名がなされる。

案件の本文は、主に「ダマスクスの高貴なる～（法廷名）のイスラーム法廷 (*al-majlis al-shar'īya*) において、上に署名のある～派（法学派）裁判官 (*ḥākim*) のもとで」という出だしで始まり、その案件が執り行われた法廷名と担当裁判官の法学派がわかるようになっている。ただし本文中には裁判官の名前は記載されない。また、法廷の名前や法学派についても本文中に記載されていない場合があり、その場合上部の裁判官の署名を参照する必要がある。

その後「某は賃借した (*ista'jara*)」「購入した (*ishtarā*)」等、案件の内容に応じた三人称過去形の動詞で本文が始まり、末尾に日付が記載されて終わるという形式を取るが⁽¹⁷⁾、各種の案件の文章構成とそこに含まれる情報については、[Ḥammūda 1999] や [三浦 1998]でも述べられているため、ここでは詳しく触れない。

以上が一般的な証書本体の構成である。しかしこのような本文とは別に、料紙の脇や裏の余白に別の書入れがある証書が数多く見られ、それが証書の役割について重要な情報を提供することがある。以下では、こうした書入れについて詳しく考察する。

2. 証書の書入れ

まず、すべての時代を通じて見られるのが、料紙脇の余白（後には裏）に「原本 (aṣl)」もしくは「写し (nuskha)」と書入れされた証書である。これはその証書がオリジナルのものであるのかそれを写し取ったものなのかというその性格を現わすものである。A分類では、原本という書入れのある証書がわずか9点しか見られないのに対して、写しという書入れのあるものは204点と、その数には大きな差が見られる。しかしながら、原本・写しどちらとも書いていない証書が相当数あることから、特に書入れがない証書は原本であると考えるのが妥当であろう。

さて、1839年に始まるタンジマート改革によって、イスラーム法廷に対しても様々な改革が行われるようになると、次第に証書の脇や裏に様々な情報の書入れが見られるようになった⁽¹⁸⁾。以下、それを順を追って見ていくこととする。

まず、1830年代より、証書の脇に日付が単独で記入されはじめる（以下ではこうした書入れを仮に「証書日付」と呼ぶこととする）。A分類を見る限り、最初に証書日付の書入れが見られるのがA96である。この証書は、法廷で行われた賃貸借契約の確定日が1249年シャールバン月26日/1834年1月8日であるのに対し、料紙右側脇のスペースに「28日に」の書入れがある⁽¹⁹⁾。その後、この証書日付に続けて、賃借人が賃貸人のもとでこの証書の契約について「確定 (thubūt)」したと書かれるか (Hujja, A 107, 113, 150)、もしくは「某の某からの賃借」と書かれるなど (Hujja, A 118)、その案件に関係した当事者の名前が併記されるようになる。さらに、A153 (1267/1851年) 以後は、こうした証書日付は脇の余白ではなく料紙の裏に記されるようになった。

ここまで見てきた、この時期の証書日付の特徴として、以下の二点が挙げられる。まず第一に、この日付は証書の本文末尾に記される案件確定日の数日後であり、まれに同日である例もあること。第二に、この証書日付が見られる証書は、「原本」の書入れがある証書か (A96, 99, 118)、もしくはそうした限定のない証書 (A97, 107,

113, 150, 157, 167, 170, 171) にのみ書かれていることである。先に述べたように、原本・写しという書入れがない証書は原本であったと考えられることから、この時期の証書日付は、法廷における審理の確定後に作成された原本の作成日もしくは交付日ではないかと推定される。しかしその後、A173 (1272/1855年) 以降、写しにおいても同様の日付の書入れが見られるようになり、さらに時代が下るに従い、法廷名・証書整理番号・証書交付手数料 (kharj) など、書入れられる情報が以下のように順次加えられていった⁽²⁰⁾。

まず、A183 (1281/1864年) 以後、この書入れに証書を交付した法廷名が併記されるようになり、A189 (1284/1867年) からは証書の整理番号と交付手数料支払に関する書入れも加わった。A195 (1288/1871年) からは、案件の要旨が、例えば賃貸借の場合その契約年数・賃料、売買の場合その金額など、詳細に書かれるようになった。A224 (1300/1883年) からは、原本を台帳に登録した旨と、登録した台帳の巻号・頁・番号の書入れが加わった。証書が原本ではなく写しの場合は、それらに加えて原本と照合した旨が記され、押印されている。A233 (1302/1884年) 以後は、証書日付とともに、証書作成の元となった調書 (dabt)⁽²¹⁾ の巻号とその中での当該案件の番号も記載されるようになった。以上のような過程を経て、証書の書入れには様々な情報が記されることとなり、1880年代に最終的にその様式が確立したのである。

さて、こうした書入れの記述も加えると、1880年代以後、一枚の証書には通常、①確定日 ②証書日付 ③認証日付の三つの日付が確認されることとなる。①は、本文の末尾に記載される、法廷において当該案件の判決・契約が確定した日付である。②は、紙背の書入れにおいて証書の整理番号や要旨とともに記載される日付であり、時代が下るにつれ、オスマン朝の財務暦であるルーミー暦が用いられるようになった。この日付は、調書の巻号・番号に関する書入れと併記されるようになることから、これをもとに証書を作成した日付と思われる。③は、ハナフィー派以外の裁判官が担当した案件について、ハナフィー派裁判官が料紙表面上部に確認の署名・押印を

した時に書かれた日付である。この三つの日付が全て同一であることはほとんどなく、証書は法廷で当該案件が確定したその場で交付されることはまれであり、実際に当事者の手に渡るのはそれより数日、時には数箇月後であったことがわかる。例えば、A315は、確定日が1323年ジュマダー I 月22日/1905年7月25日、紙背の証書日付がルーミー暦1321年8月27日（ヒジュラ暦1323年ラジャブ月9日/1905年9月9日）、ハナフィー派裁判官による認証の日付が同年ラジャブ月27日/9月27日であり、当事者の手に実際に証書が渡ったのは、早くともラジャブ月27日以降、契約を結んでから二箇月以上後のこととなる。こうした日付から、証書作成から当事者に手渡されるまでの手順は、法廷において裁判官のもと当該案件が確定する→書記官によって証書が作成され、担当裁判官が署名する→ハナフィー派裁判官のもとに送られ、署名・押印がなされる→当事者が証書を受け取る、という流れであったことは明らかであろう⁽²²⁾。

3. 証書の役割

証書には「原本」と「写し」の二種類が存在することは既に述べた通りであるが、これはその件の当事者双方が所有するために作成されたものと考えられる⁽²³⁾。当文書館においては実際に、同案件に関する証書で原本と写しの両方が残っているものがある。例えばA243, 244はいずれも1303年シャーバーン月14日/1886年5月18日付の、ワクフである商店の賃貸借契約に関する同じ内容・文面をもつ証書であり、前者は「写し」、後者は「原本」の書入れがある。この二枚の証書は、紙背に書入れられた証書日付はいずれも同年のシャウワール月15日であり、同じ日に法廷で作成されていることがわかる。

さらに証書の中には、実際にその受取人の名前が脇に記されているものも見られる。A146は、1267年ムハッラム月8日/1850年11月13日付の、Masjid 'Umar al-Safarjalāni に対するワクフとなっている家屋の賃貸借証書であるが、その料紙の脇には「Anis al-Safarjalāni への写し (nuskha ilā al-sayyd Anis al-Safarjalāni)」とい

う書入れがある。この Anis は、この家屋の貸し手である、ワクフのナーズイルである Khalil と Anis の二人の兄弟のうちの一入であり、この証書が特に貸し手の一人 Anis のために交付された写しであることがわかる。このように、ナーズイル職が複数の人物で分掌されている場合、各人が証書を保有することもあったのである⁽²⁴⁾。

一方それとは逆に、ワクフ物件の賃貸借契約において、数名が共同で一つの物件を借りるというケースは多く見られたが、その場合においても、借り手各々に証書が交付されていたようである。A339, 340, 341は、1328年シャーバーン月8日/1910年8月16日付の家屋の賃貸借証書である。これらの証書は、紙背の書入れに記された登録台帳の巻号・頁数などはすべて同一であり、また三点すべてに「写し」という書入れがあることから、同一の案件に関する複数の写しであることは間違いない。しかしA339では7人が共同で一軒の家を賃借しているのに対し、A340はその7人の内の一人 Ismā'il、A341ではその妹 Faṭīma が、その家の自分一人分の持ち分 (qirāt) をこれに割合する賃料 (ujra) で賃借している内容となっており、他の共同賃借人に関しては全く触れられていない。このことは、このように複数の人間が関係する案件においては、写しを交付する場合、原本と同じ内容をもった謄本とともに、個々人の権利分のみを記した抄本を個別に交付し、各自それを所持することが見られたということを示しているよう。

また、売買・賃貸借契約において証書を保持していたのは、その契約を締結した当事者には限られなかった。A72 (1239年シャーバーン月7日/1824年4月7日付)、76 (1240年ラビーⅡ月15日/1824年12月7日付)、77 (同17日/9日付) は、果樹と土地の用益権の売買契約である。その土地自体は Shams al-Din al-Muqaddam によってワクフとされており、果樹と用益権の所有者はその土地をワクフのナーズイルである 'Umar b. Faṭḥi al-Uṣṭuwāni から賃借していた⁽²⁵⁾。証書の記述によると、'Umar はこの売買契約に列席し、この件について保証 (taṣḍiq) しているが、実際に料紙の脇には彼の署名と押印がなされている。この証書は「写し」の書入れがないことから原本

と考えられ、また同ワクフに関する他の証書の残存状況から見ても、売買人ではなくこのワクフ地のナーズィルが保有していた証書と思われる。すなわちワクフのナーズィルが、自身が管理する土地に関連して、他者がその用益権やそこに植えられた果樹の売買を行うケースにおいても顔をだし、売買当事者とともに証書を受け取っていたのである。

以上のことから、証書が関係当事者にとってその有効性と権利を確認・証明するものとして保有されていたことは明らかであろう。そのことは、一枚の料紙に複数の文書が書かれている証書を考察すると、より鮮明となる。証書の中には、なんらかの契約を結んだ証書の紙背に、その正当性を強めるための別の文書が書かれているものが散見される (ex; Hujja, B16, 33, 35, 58, 68, 157)。B 16は1102年ムハッラム月13日/1690年10月17日付のワクフ農地の賃貸借証書であるが、その紙背には同日付で、ハナフィー派裁判官による表面の契約の正当性を証明 (ishhād) する文書が書かれている。また、B 33 (1135年ムハッラム月26日/1722年11月6日付)、35 (1138年ラビー I 月14日/1725年11月20日付) など、多くの紙背文書は、表面の契約が無効であると賃貸人が訴え、それを却下することによって契約が正当であるという判決を導くという確認訴訟の形式をもっている。三浦によると、19世紀のサーリヒーヤ台帳においてもこうした契約正当化のための形式的な確認訴訟が見られるとあるが⁽²⁶⁾、それは証書においては実際に契約と同じ料紙に記入されていたのである。もとの文書の確定日と、こうした裏書の確定日が同じであることから、これらは証書が作成された際に同時に書かれたものであり、証書保有者はそこに書かれた契約の有効性をさらに保証するために、このような確認訴訟を裏書として同じ証書に併記することを望んだのである⁽²⁷⁾。

また、こうした紙背文書には、契約が結ばれた後、数年後に何らかの変更が行われた際に書かれたものもある (ex; Hujja, B11, B46, B65, A43-1, A151)。A43-1は、1212年ジュマダー I 月20日/1797年11月10日付のワクフ財の不動産の6年間の賃貸借契約であるが、

紙背にはその契約期間中である1216年ラビーⅡ月12日/1801年8月22日に、賃貸借の残り期間の確認とその中途解約を行った文書が書かれている。同様のものは他にも見られ、こうした文書が後になって書き加えられていることは、契約を変更する際に、当事者が元の証書を法廷へ持参していたということであり、当事者たちが証書を権利の証明として保持し、それに関して何らかの問題が生じた場合に証文として提示していたこと示すものといえよう⁽²⁸⁾。

Ⅲ. 証書と台帳

1. 記述の照合と台帳との関係

法廷で行われた契約や訴訟は、当事者に証書が手渡される一方で、それは法廷側の記録として法廷台帳 (sijill) に登録された。本章では、この証書と台帳が、実際にどのように関係しているのか、両者を照らし合わせることから検討する。

まず最初に、それまでのイスラーム法廷制度に対して様々な改革が行われた、タンジマート改革より以前の時代に属する証書と台帳の記述を照合する。Ḥujja, A 73 (1239年シャバーン月17日/1824年4月17日付)の‘Umar al-Safarjalāniのワクフに属する商店の賃貸借証書と、LCRD305, pp. 30-1, No. 35とが同案件であることが確認できたが、両者の記述を比較すると、以下の点に違いが見られた。まず証書においては、本文の書き出しにおいて、前述したように「上に署名のある～派裁判官のもとで」という文言が用いられ、当該案件に携わった裁判官の名前は本文中には記されないのに対し、台帳記述では本文のこの部分に裁判官名を直接書くことが定型となっている。また、台帳の記述は証書と比べると、定型文句において用いられる修飾語が若干削られていることが見られる。しかしこうした若干の違いを除けば両者の記述はほぼ一致する。Milād は16世紀エジプトのイスラーム法廷台帳と証書の照合を行い、エジプトの法廷台帳においては、書き出し語において裁判官名や法廷名が述べられておらず、直接当事者名の記述から開始するという点と、末尾の締めめの文章が証書のものの方がより詳細に書かれている点を記述

の違いとして挙げ、証書は短縮された形で台帳に記載されていたと述べているが⁽²⁹⁾、ダマスクスにおける両史料の比較ではこのような差異は見られず、ダマスクスにおいては証書をより忠実に台帳登録していたと考えることができよう。

さて、タンジマート改革以後になると、前述したように「調書」という文書が新たに作成されるようになった。このため以下では、証書と台帳の記述の照合に加え、調書と、さらに証書抄本も加えた四種類の史料の比較を試みる。

Ḥujja, A 295およびA 296は、確定日が1319年サファル月25日/1901年6月13日付の、‘Āṣim al-Falāqinsī のワクフに属する商店の賃貸借に関する同案件の証書であるが、「写し」の書入れがなく原本と思われるA 295においては、このワクフのナーズイルであるS家の5人の出席のもと、その商店の賃借を希望する Ḥasan なる人物が、同ワクフと商店にムルサド⁽³⁰⁾の権利を有している別の人物に代価として2,400クルシユを支払い、しかる後にナーズイルから賃借するという形で賃貸借契約を結んでいる。これに対し、「写し」の書入れがあるA 296では、こうしたムルサド権利者への支払については一切触れられておらず、直接ナーズイルから賃借するという形式をとっており、両者の文面は大きく異なっている。

まずこの二通を台帳の記述 (LCRD 1164, pp. 147-9, No. 104 (456).) と比較する。この時代の台帳の記述は、まず文頭に調書の巻号・番号、およびその書記官 (kātib-hā) と記帳官 (muqayyd-hā) の名前が記載されており、この調書の番号は証書の書入れと同じ番号である。記載内容は、先のタンジマート以前の賃貸借証書の照合と同様、若干の単語の異同があるだけで、A 295とほぼ同じ文面であった。このことから、A 295が原本であるのに対し、A 296が賃貸借契約の部分のみを抜き書きした抄本であるということが明らかであろう。

次に調書の記述 (LCRD 1147, p. 92, No. 88 (47).) との比較を行う。この記述は、文頭に確定日の日付が記載され、その後に本文が続くという形式をとるが、その際証書に見られるような担当裁判官の名前や法廷名などはなく、直接本題から入っている。全体的な文

書構成は、A 295および台帳とほぼ同じであるが、証書では文末において、ムルサドの支払等に効力を持たせるための形式的な訴訟が行われているのに対して、調書ではこのような訴訟は書かれておらず、単に裁判官がその旨を承認したと書かれている。また、同じ文においても、証書の記述において用いられている多くの単語・修飾語はこちらでは見られない。このように簡潔に要点のみが記載されていることは、調書が証書作成の元となる審理記録であるためであろう。そして末尾に、貸貸人、賃借人、ムルサド受領者、証人といった関係者全員の署名と押印がなされており、法廷で審理が確定した際に調書が作成されていたと考えられる。

ここで注目したいのが、この二点の証書の紙背の証書日付を比較すると、原本のA 295がルーミー暦1317年12月4日/1901年12月17日であるのに対し、抄本のA 296は同年1月19日/1902年2月1日と、約一箇月半のずれがあることである。先の例でも見たように、同じ写しの場合でも原本と全く同じ内容を含んでいる謄本である場合は、紙背の証書日付をみても通常原本と同日に作成されているのに対し⁽³¹⁾、抄本と原本ではこのような時間的ずれが見られることが一般的であり、抄本が作成・交付されたのは原本よりも後であることは明らかである。それではなぜこのような時間的ずれが生じたのであろうか。またこうした抄本は、原本と同じく調書をもとに作成されたのか、それとも台帳に登録された記録を元にして作成されたのであろうか。このことは、別の証書から以下のように推定することができる。Hujja, A 300, 301, 302は、1319年シャーバーン月1日/1901年11月13日付のワクフに属する商店の貸貸借契約であるが、台帳の記録と一致し(LCRD 1287, p. 10, No. 5)、原本と推測されるA 300の記述では、ムルサドの支払いの後に貸貸借が行われているのに対して、後二者は支払いに関する記載のない抄本である。この三通の証書日付を比較した場合、A 300がルーミー暦1318年3月10日/1902年3月23日であるのに対して後二者はいずれも同年4月12日/4月25日と、やはり約一箇月のずれが見られる。ここで注目すべきは、本文末の契約確定日が、原本ではシャーバーン月「初日(ghurra)」

とされているのに対し、後二者の写しでは「10日 (al-‘āshir)」と間違っ書かれていることである。これは台帳を見ると、ghurraの文字が極めて不明瞭に書かれていることが原因と考えられる。すなわち、抄本は台帳をもとに作成されたものであり、その際「ghurra」を誤って「‘āshir」と読んでしまったものと思われる。

以上の考察から、これらの四つの文書の作成過程は以下の通りであったと推測される。まず、法廷で当該案件が確定した際、その審理の流れと要旨を簡潔に記載した調書がまとめられ、関係当事者が確認の署名と押印をした。その後、その記録を元にして敬称やその他の修飾語などを付け足して文体を整え、証書の原本が作成される。その際証書の裏に、元にした調書の巻号・頁が記載された。そしてその証書が台帳に登録され、その巻号・頁・番号と登録・照合済の書入れがされる。そしてその後、当事者の要求があった場合に、台帳の記録を元にして必要な部分だけを抄本として写しが作成されたのである。先に見た原本と抄本の証書日付の時間的ずれは、このようにまず原本を作成し、台帳に登録した後でそれをもとに抄本を作成するという手続き上生じたのであった。

証書の中には、法廷での契約や訴訟が確定した際にこのような手続きを経て作成・交付されていた通常の証書とは別に、後代に関係者の申請によって、法廷台帳の記録を元に再度交付された複写本(ṣūra)が存在する。こうした複写本は、それが後代に台帳から複写されたものであることが本文中に明記されている点からも、通常の写しとは異なる。例えばA40は、確定日が1205年ズー・アルカーダ月29日/1791年7月30日付の、Khadija bint Muḥammad al-Safarjalāniによるワクフ設定文書であるが、その出だしには、「これは保全された台帳から、書き足しも欠落もなく、上に署名のある御方の許しを得て交付された複写本(ṣūra)である(hādhihi ṣūra ukhrijat min al-sijill al-muṣān min ghayr ziyāda wa lā nuqṣān wa bi-idhn sayyd-nā fakhr al-‘ulamā’ wa al-mudarrisin al-kirām al-muwaqqi’ a’lā-hu maḍmūn-hā)」とあって、それから「某のもとで(ladā…)」と通常の証書に見られる形式で本文が始まる。そして料

紙の右脇余白に「1209年ラビーⅡ月23日に (fi 23 rabī' al-thānī 1209: 1794年11月17日)」と日付が書かれている。このことから、この証書は、ワクフ設定より約三年四箇月後に、登録してあった台帳の記録を複写して交付された、後代の写しであることが明らかである。同様の複写本はこれ以外にも何点か見られ (Hujja, A 85, 114, 156)、いずれも文頭に「台帳から交付された複写本」であることが明記されていることが特徴である。このように過去の案件についても、証書の紛失など、特別な事情によってそれが必要となった場合には、台帳を元に適宜複写本が交付されており、台帳は単なる記録ではなく、言わば登記簿としての役割も果たしていたといえよう⁽³²⁾。

2. 台帳登録の割合

さて、前述したようにタンジマート改革を経て1880年代以降になると、証書には登録された台帳の巻号や頁の書入れが行われるようになった。これを見る限り、この時期、証書は当事者に手渡される前に、台帳に必ず登録されていたと考えて間違いのないであろう。ここで疑問となるのは、果たしてこうした手順が踏まれるようになる以前の時代においても、証書の台帳登録がすべてのケースで行われていたのか、ということである。以下では、タンジマート以前の一定の期間において、特定の法廷から交付された証書と台帳を照合させるを試みる。

ヒジュラ暦1236年から39年 (1820/1~23/4年) までの四年間に、ダマスクスの小法廷の一つ、Maḥkama al-Kubrā から交付された証書6点 (A62, 64, 69, 70, 73, 74) がA分類に含まれており、これらを、同年代をカバーしている同法廷の台帳四冊 (LCRD, 298, 300, 303, 305) の中に登録されているか否か照合した。その結果、証書6点中半数にあたる3点については、その案件が台帳に登録されているのを発見したが (A62とLCRD, 298, p. 302, A64とLCRD, 298, pp. 432-3, A73とLCRD, 305, pp. 30-1)、残りの3点についてはこれらの台帳の中にその存在は確認できなかった。

さて、これはどのように考えればいいのだろうか。今回参照した、

当文書館に保管されている台帳以外に、同法廷の同時代をカバーしている未発見の台帳があると考えべきか、もしくはこれらの証書の台帳への登録がそもそも行われなかったということであろうか。ここで、証書交付と台帳登録の関係を考えるにあたって一つの興味深いケースを提示しておきたい。ここで照合した証書の内、Hujja, A 62と LCRD, 298, p. 302が同案件であることは確実だが、その確定日付は、証書では1236年ラジャブ月8日（1821年4月11日）と記されているのに対し、台帳では1237年の同月日となっていることである。台帳においてこの案件の前後の文書を見てみると、おおむね1237年のサファル月、ラビー I 月頃のものであり、時折前年の文書が混在していることから、この案件は証書通り1236年のものであり、法廷で証書が作成されたものの、この一通だけが何らかの手違いによって台帳への登録が遅れ、法廷での契約確定より約八箇月も後の37年になって記帳されることとなったため、その際に誤って37年と書かれたものと考えられる。このような登録作業の遅滞・混乱は、証書交付にいたるまでの法廷での事務手続きの煩雑さに起因するものであろうか⁽³³⁾、この場合誤って台帳登録から落ちてしまった証書があった可能性も否定できないだろう。さらには、こうした遅滞が原因で、証書が当事者に渡されるのが大幅に遅れるような不都合が生じていたならば、台帳登録時に手数料が徴収されていたこともあり、登録することなく証書のみを求めた当事者がいた可能性も想定できるのではないだろうか⁽³⁴⁾。

証書の台帳登録の有無に関して一つのヒントとなるのが、オスマン朝末期の1917年に発布された「イスラーム法廷法」における以下の規定である。すなわち同法第6条において、1296年ジュマダー I 月20日（1879年5月12日）以前にイスラーム法廷から交付された判決状・文書 (al-wathā'iq) で、台帳に記帳されていないものについては効力は認められないということが定められている[M 1 : 333]。この規定の存在は、それが設けられた直接の目的はどうあれ、従来から証書を台帳に登録するというルールが存在していたにもかかわらず、過失にしろ故意にしろ実際には必ずしもそれが遵守されてい

たわけではなかったということを示していよう。先に見たような、19世紀末から証書に台帳登録に関する書入れが行われるようになったのは、証書の管理と台帳登録をより徹底させることを目的としたものだったのではないだろうか。当文書館に保管されているもの他にも、未発見の台帳が存在するという可能性も捨てきれないため断定はできないものの⁽³⁵⁾、特にタンジマート以前においては、証書のすべてが台帳に登録されていたとは限らないという可能性を指摘しておきたい⁽³⁶⁾。

おわりに：史料としての法廷証書

以上、イスラーム法廷証書の特徴と役割、および台帳との関係について検討した。最後に、こうした法廷証書を用いることで今後どのような研究が可能となるかという、史料としての可能性についていくつか述べておきたい。

まず、法廷文書の古文書学的研究の可能性を指摘したい。すなわち、文書の形態様式は、その文書の機能やそれを作成・発布・保存した組織の在り方と密接な関わりをもつという観点から、本稿で行ったような古文書学的な分析を、証書のみならず同じく法廷で作成された台帳・調書その他の各種法廷文書についても進めることにより、各々の文書の性格について一層明らかにできるであろう。さらにそうした作業を通じて、これらの文書を作成したイスラーム法廷のシステムについてもより具体的に再構成することができるのではないだろうか。単に文書の内容をデータとして用いるだけではなく、このように別の側面からアプローチすることによって、文書から新しい情報を引き出すことができるのである。

また、本稿で扱った証書のように、一つの出所をもち、その案件に関与した当事者のもとに蓄積して保管されてきたという伝来ルートをもつ証書群は、案件の内容や当事者が多岐に及んでいる法廷台帳とは異なり、特定の家系やワクフ、あるいは特定の案件に関する文書がまとまっている傾向があると想定される。このため、特定の家系・ワクフを対象としてワクフ運営の実態を追うような、いわば

ミクロな視点に基づく研究を行う場合に有効な史料となるであろう。こうした証書が、当事者にとって必要があって残された、いわば当事者側の史料であることから、法廷側の記録である台帳からはわからない、より当事者の実態に即した研究が可能になると思われる。ここで特に注目したいのが、本稿で扱ったA分類のS家文書の中には、イスラーム法廷が介在することなく契約・作成されたと思われるワクフ物件の賃貸借文書が含まれていることである。これらの文書は、法廷証書のように法廷名や担当裁判官に関する記述・署名や、公証人による証明などの定式的な文言は一切なく、物件の賃貸借契約について簡潔に記述され、賃借人・賃貸人双方が自筆で署名・押印するという形をとっており、中には「我々は某に賃貸した」と一人称で書かれるものもあるように (ex; Hujja, A292)、これまで見てきたようなイスラーム法廷で行われた賃貸借契約の証書とは様式が明らかに異なっている。こうした文書の存在は、イスラーム法廷の介在しない場面においてもワクフの賃貸借が行われていたことの証左となろう。すなわち、法廷台帳の記録が、その時代の社会におけるこうした経済活動のすべてを網羅しているわけではないことを端的に示すものであり⁽³⁷⁾、台帳のみに依拠することが多かったこれまでの研究の在り方に対して一石を投じるものであろう。このように、本稿で扱った「イスラーム法廷証書」は、その体系的分析により、これまでわからなかった法廷手続きのプロセスや法廷と当事者との関係について新しい知見を得ることができる、貴重な史料であるといえよう。

当文書館に保管される「イスラーム法廷証書」は、本稿で扱った二分類の他にも多数残されており、今後さらなる分析が期待される。これまで研究者が盛んに用いてきた台帳に加え、証書を史料として併用することで、イスラーム法廷の制度や機能についてより深い理解を可能にすることができるに違いない。

史料と略号

[文書史料]

Ḥujja : al-ḥujaj al-shar‘iyya al-mutafarriqa

LCRD : sijillāt maḥākīm shar‘iyya Dimashq (Law Court Registers of Damascus)

[法令]

M: Ṣādir, Yūsuf Ibrāhīm (ed.), *Majmū‘a al-Qawānin: taḥṭawi ‘alā jami‘ al-qawānin bi-muwjib-hā fi jami‘ al-bilād al-‘arabiyya al-munsalakha ‘an al-ḥukūma al-‘uthmāniyya*. 7 vols., 2nd. ed. Bayrūt, 1928-1932.

[叙述史料]

Biṭār : al-Biṭār, *Ḥilya al-bashar fi tārikh al-qarn al-thālith ‘ashara*. Muḥammad Baḥja al-Biṭār (ed.), 3 vols., Dimashq, 1961-63.

Muḥibbi : al-Muḥibbi, *Khulāṣa al-athar fi a‘yān al-qarn al-ḥādī ‘a shara*. 4 vols., Bayrūt, n.d.

Murādi : al-Murādi, *Silk al-durar fi a‘yān al-qarn al-thāni ‘ashara*. 4 vols., 3rd. ed., Bayrūt, 1988.

Shattī : al-Shattī, *A‘yān Dimashq fi al-qarn al-thālith ‘ashara wa niṣf al-qarn al-rābi‘ ‘ashara*. Dimashq, 1994.

註

- (1) ex.D.Ze‘evi, “The Use of Ottoman Shari‘a Court Records as a Source for Middle Eastern Social History: A Reappraisal” *Islamic Law and Society*, 5-1 (1998)., I. Agmon, “Muslim Women in Court According to the *Sijill* of Late Ottoman Jaffa and Haifa: Some Methodological Notes” Amira El Azhary Sonbol (ed.), *Women, the Family, and Divorce Laws in Islamic History*, Syracuse, N. Y., 1996., Miura Toru, “Formality and Reality in Shari‘a Court Records: Socio-Economic Relations in the Ṣāliḥiyya Quarter of Nineteenth Century Damascus” *The Memoirs of the Toyo Bunko* 59 (2001(a))., 三浦徹「19世紀ダマスカスのイスラーム法廷文書(2): サ-

- リヒヤ街区における社会経済関係』『東洋文化研究所紀要』137, 1999年。cf. Miura 2001(a): note 2 (pp.126-7).
- (2) そのような中で、最近出版された Muḥammad ‘Abbās Ḥammūda, *al-Wathā’iq al-‘uthmāniya fi Turkiyā wa Miṣr wa duwal shamāl Ifriqiyyā (zawāj-ṭalāq-bay‘-ijār-waqf-istibdāl)*, al-Qāhira, 1999は、オスマン朝期カイロのイスラーム法廷証書を古文書学的に分析した数少ない研究である。しかし、こうした証書を歴史史料として用いる場合の利点や台帳との違いについては、特に言及されていない。
- (3) これらのアラビア文字による分類記号が、どのような順番・ルールで決められていったかは不明である。表1であげた一覧は、同文書館の目録における順番に従った。なお、これらの「イスラーム法廷証書」は、確かにそれが大多数を占めているものの、冊子形態をもたない一紙文書のほとんどがこれに分類されているため、勅令や郵便為替など法廷とは無関係の資料も混在している。
- (4) 筆者は1999年7月から2001年7月までの二年間、国際協力事業団(JICA)の青年海外協力隊(JOCV)の一員として、同文書館オスマン文書部門において、所蔵資料の整理とデータベース化事業に従事した。本稿の分析は、その際筆者が担当した文書を基礎としている。なお同館所蔵の目録によれば、A分類410点、B分類290点の計700点であるが、実際には同番号のなかに複数の文書が一緒にされていることもあり、実数はこのようになった。
- (5) この一族については Muḥammad Ṣalāḥ al-Din al-Safarjalāni, *A ‘lām min Āl al-Safarjalāni mundh al-qarn al-ḥādī ‘ashara wa ḥaṭṭā al-qarn al-khāmisa ‘ashara al-ḥijri*, Dimashq, 1998を参照。
- (6) この家系図は、証書の記述と論文末にあげた叙述史料および[Safarjalāni 1998]に基づいて作成し、各々が証書でどのワクフのナーズィルとして名前があがっているかを示し、その継承ルートを整理したものである。なおこれらのワクフは、証書中においてその多くが「某のワクフ」というようにワーキフ(ワクフ寄進者)の名で呼ばれており、図における分類はこの証書における表記に従った。
- (7) [Shaṭṭi, 72-3] [Safarjalāni 1998: 25]

- (8) 彼はダマスクスの複数のマドラサで教授職を務めていた。[Safarjalāni 1998: 26-32][Shattī, 432]
- (9) 図で整理した、S家文書に含まれるワクフの分類とそれらのナーズイル職の継承ルートから、以下のことが読み取れる：①この系図を見てわかる通り、S家は同じダマスクスのウラマー名家であるウストゥワーニール家（以下U家。同家については、Linda Shatkowski Schilcher, *Families in Politics: Damascene Factions and Estates of the 18th and 19th Centuries*, Stuttgart, 1985, pp. 181-4を参照）と姻戚関係を結んでいたため、多数のワクフにおいて両家が共同して管理していた。しかし、S家のみがナーズイルとして管理しているワクフの証書が多数ある一方で（図中で①に分類されるワクフ）、U家の人物がナーズイルとして関与しているワクフは、S家と共同管理されているものと（同③）、元来U家の系譜でナーズイル職が継承されてきたが、姻戚関係が結ばれたことによって後にS家に関与することとなるワクフ（同②）に限られている。②S家のナーズイル職継承者は、このアニースの系統と、シャーズイリー教団のシャイフをつとめたハリール Khalil ([Shattī, 118] [Safarjalāni 1998: 18]) の系統とに大きく分かれるが、ここに含まれている証書ではほとんどのワクフは最終的にアニースの子イードがナーズイルとなっている。また、このイードが最終的に単独でナーズイルとなっているワクフも含まれている。以上のことを考えあわせると、これらの証書がイードのもとに伝わったものであると考えることが妥当であろう。ただし、図でAに挙げた Raqī al-Din al-Ghazzi のワクフに関する証書群は、同家の 'Abd al-Razzāq がナーズイルとして関係しているものの、証書は彼の時代のものに限られ、また賃貸借証書が大多数を占める他のワクフと異なり収支文書のみがまとまって残っていることから、他の証書とは別の系譜で残された可能性もある。
- (10) ただし、B分類のこれらの文書群は、例えば最も点数の多いアスアド・アル＝アズム関連文書は、そのほとんどが彼自身が関与した不動産の購入に関する売買契約証書や彼の死後に遺産に関して国家から出された命令書であり、ファルキーヤ学院関連証書もそのマドラサの門番の任命に関する文書に限られていることなど、A分類のように代々特定の家

系でワクフを管理運営し、それに関する証書がまとまって残ったというような「家文書」の様相とは異なるものも多く含まれている。

- (11) 例えば、1283～1290/1866～73年の相続法廷 (Maḥkama al-Qassām) 交付の遺産会計文書 (ḥisāb al-mukhallafāt) が11点、1338～1343/1919～24年のダマスクス・イスラーム法廷 (al-Maḥkama al-Shar‘iyya) 交付の同文書が20点と集中して残っており、また1331～1342/1913～24年の間に同法廷から交付された通達状 (al-nuskha lil-tabligh) 9点もまとまって残っている。
- (12) この二分類以外でも、**ح** (hamza) 分類は三つに分けられ、各々が特定家系の文書であることを示す名前がつけられていることから、その家に保管されていた文書群がまとまって移管されたという伝来ルートが想定される。
- (13) オスマン朝末期からフランス委任統治期、さらに独立後を通じて、国家によるワクフ管理が強化されていった。近現代のシリアにおけるワクフ管理政策の展開については、Randi Carolyn Deguilhem-Schoem, “History of Waqf and Case Studies from Damascus in Late Ottoman and French Mandatory Times” Ph. D. diss., New York University, 1986, Chap. 3を参照。
- (14) 以下では、これ以外でこの二分類に含まれる文書に共通する性格を指摘しておく。まず、これらの文書のほとんどがダマスクスにあるいずれかの法廷で交付されたものである。他に、ダマスクスに居住する一族がなんらかの理由でエジプトやトリポリなど他地域の法廷から証書を得ている場合は、それも含まれている。また、ワクフ関連証書が大多数を占めているものの、そのほとんどは賃貸借契約であり、ワクフ設定文書は二分類あわせて七点と、非常に少ない。こうしたワクフ設定文書は、その重要性からそれだけ別にしてワクフ省に保管されているか、もしくは文書館内部で別にして保管しているものと思われる。
- (15) オスマン朝期のダマスクスにおいては、市内の中心部にある主法廷 (Maḥkama al-Bāb) の他、5～6の小法廷が設置され、大カーディーによってナーイブ (代理裁判官) が任命されていた。B. Marino and T. Okawara, *Catalogue des Registres des Tribunaux Ottomans*,

- Damas, 1999, pp. 42-4, 47-8., A. K. Rafeq, "The Law-Court Register of Damascus: with Special Reference to Craft-Corporations during the First Half of the Eighteenth Century" J. Berque and D. Chevallier (eds.), *Les arabes par leurs archives*. Paris, 1976, pp. 143-4., 三浦徹「19世紀ダマスクスのイスラーム法廷文書(1): サーリヒーヤ法廷をめぐる人間関係」『東洋文化研究所紀要』135, 1998年, 152-3頁。
- (16) ハナフィー派以外の裁判官が担当した案件については全て、ハナフィー派裁判官の認可を得ることが義務付けられていたことから [Rafeq 1976: 144]、その際に認証として、署名と押印が証書になされたのであろう。ただしRafeqは、それが「ハナフィー派大カーディー」によって行われたと述べているのに対し、証書では、各小法廷のハナフィー派裁判官によって認証されているものが多数見られる。しかし管見によれば、1860年代中頃には、証書の認証は、ダマスクス州の主法廷のナーイブ(タンジマート期の司法制度の改革によってカーディー職は廃止され、ナーイブがそれにとって代わった。詳しくは秋葉淳「オスマン帝国近代におけるウラマー制度の再編」『日本中東学会年報』13, 1998年を参照)によって行われるようになった。証書が州のナーイブのもとに送付され、その確認・押印の上で交付されていたことは、1291/1874年の通達でも確認できる。Miura Toru, "Personal Networks surrounding the Şāliḥiyya Court in 19th-CenturyDamascus" *Études sur les villes du proche-orient XVI^e-XIX^e siècle*, Damas, 2001(b), p.117., [三浦 1998: 163]
- (17) この日付は通常、某年某月某日に「書かれた (ḥurrira)」と述べられていることから、そのままればその証書が作成された日付と読めるが、後述するように、特にタンジマート以後においては、証書が実際に作成された時期は本文中の日付よりも明らかに後である。このことから、この本文中の日付は、本来証書が作成されるべきであった、当該案件が法廷において確定した日付と考え、本稿では仮に「確定日」と呼ぶ。
- (18) タンジマート期のイスラーム法廷の改革については、秋葉前掲論文および C. V. Findley, "MAḤKAMA; 2. The Ottoman Empire; ii. The Reform Era (ca. 1789-1922)" *EF* vi, Leiden, 1991を参照。ただし、こうした証書の書入れに関する規定や通達などは、管見の限り知ら

れていない。

- (19) 同様のものは Ḥujja, A 97, 99にも見られる。
- (20) なお、こうした書入れには次第にオスマン語が用いられるようになった。
- (21) こうした調書は、その後1917年に発布された「イスラーム法廷法 (uṣūl al-mahākīm al-shar‘īya)」第36条によれば、各審理ごとに作成され、それに当事者双方と裁判官と書記官によってサインされた後、調書簿 (jarīda al-ḡabṭ) に同じ筆跡で筆写された [M 1: 339]。当文書館においてはこうした調書簿も、「台帳 (sijill)」として通常の台帳と一緒にまとめられ、保管されている。[Marino and Okawara 1999: 54-6]
- (22) かねてから、台帳の記録が必ずしも日付順に並んでいないということが指摘されてきたが (cf. [三浦 1998: 158, 164-6] [Miura 2001(b): 118-9])、ここで見たように証書がその場で交付されていた訳ではなく、作成された後法廷にしばらくとどめられ、台帳登録を含む様々な事務的処理を経た上で、後になって当事者に手渡されていたとすれば、登録された証書の日付が台帳内で前後していることも妥当な結果と言えるのではないだろうか。
- (23) Milād も同様に、証書原本は当事者の一方もしくは双方に写しとともに渡されていたと述べている。Salwā ‘Alī Ibrāhīm Milād, “Registres judiciaires du tribunal de la Ṣāliḥiyya Naḡmiyya: Études des archives” *Annales Islamologiques*, 12 (1974), p. 182.
- (24) なお、このように Anīs al-Safarjalānī 宛の証書が複数見られることは、先に述べたA分類のS家関連文書の伝来ルートの推定とも一致する。
- (25) ミーリー地やワクフ地は、原則として土地自体を個人が私有することは許されなかった。しかしその土地の「用益権」が所有権と別個に設定され、それが金銭によって「委譲 (farāgh)」という名で事実上の売買取引された。こうした土地の用益権は、mashadd maska という語が用いられた。James A. Reilly, “Shari‘a Court Registers and Land Tenure around Nineteenth-Century Damascus” *MESA Bulletin*, 21 (1987), pp. 158-9., id. “Rural Waqfs of Ottoman Damascus:

- Rights of Ownership, Possession and Tenancy” *Acta Orientalia*, 51 (1990), pp. 37-9.
- (26) [三浦 1998: 177-8] [Miura 2001(b): 134-7]
- (27) しかしこのような正当性を高めるための裏書が書かれることは次第に少なくなり、後にこうした確認訴訟は本文中で行われるようになる。
- (28) 同様の書入れは、エジプトの法廷証書にも見られるという。
[Hammūda 1999: 152]
- (29) [Milād 1974: 187-8]
- (30) ムルサド (murşad) とは、ワクフに属する家屋や商店などの不動産物件に対して修理費として支払われた、融資のことである。賃借人が予め一定の額をムルサドとして支払うことにより、それがそのワクフの負債となる。毎年の賃料から一定額がそこから天引きされ、このムルサドへの返済に充てるという方法によって、イスラーム法上は許されない長期賃貸借を可能とした。[Reilly, 1990: 31-2] [三浦 1999: 316-8] [Miura 2001(a): 117-8]
- (31) ex; Ḥujja, A243と244, A314と315。これは、原本と同じ内容をもつ謄本の場合は、原本作成時に同時に筆写・作成することが可能であったためと思われる。
- (32) 1291/1874年にダマスカスの主法廷から出された通達では、このような台帳からの再交付に際しての手数料の徴収について規定されている。
[三浦 1998: 163] [Miura 2001(b): 117]
- (33) 法廷での事務手続きが煩雑を極め、滞っていたであろうことは、[三浦 1998: 160-6] [Miura 2001(b): 117-9] でも指摘されている。
- (34) 三浦は、イギリス領事報告の記述から、高額な登録手数料の支払いを避けるため、不動産の売買や譲渡においても全てが法廷台帳に登録されていたわけではないことを明らかにした [Miura 2001(a): 123]。なお、H. İnalçık, “MAḤKAMA; 2. The Ottoman Empire; i. The Earlier Centuries” *EP* vi, Leiden, 1991, p. 4には、台帳への登録手数料を含む法廷で徴収される手数料の種類と額の一覧表が付してある。
- (35) 当文書館に所蔵されているイスラーム法廷台帳は、オスマン朝期全体を通じて均等に残っているわけではなく、地域や小法廷によっては明

らかに時期が片寄っているものもあり、他の台帳が別の機関に残されているか、もしくは紛失した可能性もある。

- (36) 1290-95/1873-8年間のダマスクス・サーリヒーヤ法廷の台帳四冊を分析した三浦も、同館に所蔵される証書の中でこの時期に同法廷から交付されている3点が、台帳には見つからなかったと述べている。[三浦 1998: 160]
- (37) 三浦は台帳の分析から、特にミルク（私有）物件の賃貸借契約が法廷外で行われていた可能性を指摘したが [三浦 1999: 329-30, 332-3.] [Miura 2001(a): 123]、このようにワクフ物件の賃貸借契約でも、法廷が介在することなく当事者間で行われていたケースもあったのである。

